

淀川水系流域委員会 殿 (その2)

淀川水系流域の関係者のみなさんへ

平成19年8月31日

岡田 豊一

前回に続き意見を述べます。

1. 淀川水系宇治川は、皆様方のご存じのとおり1級河川であります。河川法9条に、1級河川の場合、河川管理者は、建設大臣であり、建設省所管国有財産取扱規則第3条により近畿地方整備局長が、いわゆる、財産部局長であります。(公物法の道路法・河川法・海岸法・下水道法・港湾法・漁港法・砂防法等、対等の位置づけでありそれぞれ財産部局長があり一農林省所管は近畿農政局長、道路では都道府県知事など)

したがって、前回の公共用財産管理の手引P. 34(公物法による管理者【河川法で建設大臣】であっても当該国有財産の財産部局長【近畿整備局長】でなければ官民境界確定はできない)、またP. 114(資料)を充たさなければならず、淀川河川事務所は、財産部局長ではないため、淀川河川事務所が作成した境界確定図は、明示をしたものであり、境界確定図ではありません(事務所長の署名・押印した図面)。この図を以って、「河川敷地境界証明書」(別添図面が原本と相違ないことを証明する。)を発行していますが、原本(財産部局長の署名・押印した図面で整備局が保管)がないため原本証明の奥書き証明ができません。もしも、お疑いならば、「確定図の原本証明の奥書き証明」と請求されれば、『それは発行できませんが、「河川敷地境界証明書」をかわりに発行いたします。』と回答されます。

原本がないのに、河川敷地境界証明書に「別添図面が原本と相違ないことを証明する」(公文書)淀川河川事務所長の署名・押印。原本があれば、このような証明書は不要です。また、通達の中に様式書があり、河川敷地境界証明書という様式はありません。

「これって、おかしいですよね？」

2. 次に、境界確定図について整備局【財産部局長】にお尋ねください。

回答は、「お問い合わせの内容は、淀川河川事務所が掌握しておりますので、個別の内容については、淀川河川事務所にご確認を」(水政課)と回答されましょう。(別紙資料)

「ええ？近畿整備局の河川部水政課が回答？」

じゃあ、近畿整備局の総務部が国有財産の事務を掌握していないの？

淀川河川事務所が財産部局長なの？

整備局は、建設省所管国有財産取扱規則第3条に従っていないのでは？

整備局は、上記 規則に違反しているのです。

「法的手続きも解決の一計」と回答されたので官民境界確定無効確認請求事件（底地の問題）（隣接所有で立会がないのに一方的に朱印されたものに対する訴訟）（建設省所管国有財産取扱規則第3条で要件を満たしていないので訴訟するまでもなく無効でした）をおこしたのですが、その答弁書に、被告 国 で被告指定代理人として、近畿地方整備局河川部水政課及び淀川河川事務所いずれも河川管理者（河川管理者—建設大臣—近畿地方整備局水政課—淀川河川事務所—出張所）は、境界確定はできない（前回資料P. 34）にも拘わらず当事者となっています。財産部局長である近畿整備局長（若しくは同局総務部）の記載がないので当事者適格者が欠如しています。ここにも上記の取扱規則に違反した構成になっています。

当事者として財産部局長のいない答弁書を誰が作成？

法務省の京都地方法務局訟務部門 上席訟務官 戸根義道氏 訟務官 安田 博氏のご両名とおもわれますが、国の境界の正当性を主張する内容を知りたく情報公開で公開請求したが、保有個人の場合、法第14条6号・14条7号ロ、行政機関の保有する情報では法第5条5号・5条6号ロでいずれも不開示。国の境界の問題は、広く国民に関係があり透明性が必要ではないでしょうか？隠す必要はなく、国にとっても、根拠資料（当該地においては、旧河川台帳付図【底地】）を明確にすべきだと思います。

また、訟務部門も国有財産法、関連法令を十分認識していながら、軌道修正されることなく答弁書を作成。

その上、答弁書に虚偽の内容が記載（答弁書という性格上、意志の主張であり故意そのもの）され、司法に提出されましたが、法務省はこれでいいのでしょうか？

2. 「河川管理者（建設大臣—近畿整備局長河川部水政課—淀川河川事務所—伏見出張所）は、境界確定できない（資料P. 34）ですよねー（これが、底地の無効確認請求に対する答弁書の当事者）」

「明示図」であれば、確かに河川管理者が相当しますが、当方が入手したのは「境界確定図」と書かれ淀川河川事務所伏見出張所の職員名・押印（訂正箇所には個人の訂正印が押印されていて協議図面と思われる）となっています。この図面が「有効」と財産部局長でない淀川河川事務所が公文書で回答（無効を受け入れず）（これもおかしいですよー）。ところが、「確定図」は、財産部局長である近畿整備局長が掌握しているものであり、財産権者が、その権限を行使することなく、淀川河川事務所にふれましようや？・・・それを近畿整備局（水政課）が実際にふったのです。（今回の資料）

近畿整備局に対し、私は淀川河川事務所がこのような確定図を作成している実態を報告し、上層部局としての監督責任があることを主張した経緯がありますが、整備局自らの問題であることを指摘されいながら答えずに「個別」「淀川河川事務所」を主張されました（水政課春名係長・倉田水政調査官）。

この内容を、近畿整備局の上部監督部の東京の国土交通省河川部に電話をしたが、「近

畿の問題は、近畿整備局自身の問題」として取り上げてもらえませんでした。そつない返事。「これでいいのかなー」

つまり、整備局が国有財産の取り扱いに関する法律に違反し、また、河川管理者（淀川河川事務所）もこの取り扱いに違反し、整備局の指示にしたがって、回答されました。信じられないことが起こっているのです。

4. 近畿整備局がこのように回答している以上真摯に受け止めざるを得ません。それでは、素朴な疑問が？

「整備局の業務は？（財産部局の件は、個別の問題であり、淀川が掌握）

（上層部局としての監督権限はないのでしょうか）

（倉田水政調査官に、調査官の仕事をきいたが答えてもらえなかった）（現地にきていただくよう要請しましたが、受け入れてもらえなかった）」

（確定図の原本は？その保管は？整備局が整備しているの？淀川河川事務所は、明示図面や協議図面・確定に至る一步手前のものもっているが？）

（常態化しているのでは？）

水政課一きき慣れない業務一行政第1係長から行政第4係長まである、調査官一なんとなくわかる

皆さん、業務内容わかります？

訊かれれば広く国民にわかるようよう説明すべきではないでしょうか？「インターネットでしらべて下さい」（倉田調査官）と。（整備局で面会、協議中のはなし）「ネット」でしらべましたが、詳しい内容は記載されていないため、また、大阪まで出向かなければなりません。

それとも、即答できない業務内容？（総務部が国有財産の事務を掌握していると返答してくれれば、遠回りせずにポイントを指摘できたのに、残念）

国民を愚弄するにもほどがあると思います。

このような整備局という国の組織や携わる公務員は、上記のような実態であり機能していないためいらないのでは？なぜなら、近畿整備局が建設省所管国有財産取扱規則である財産部局の権限を自ら行使することなく、また平成17. 9. 13の内容の決裁書でもそうした記載がありません。また、整備局が淀川河川事務所で事が完結（ただし、財産部局長淀川河川事務所長になる国有財産法の改正がある場合）するように仕向けたことが、回答及び決裁書（平成17. 10. 28）より窺えます。

「他の整備局もこうした実態なの？」「国土交通省は、実態を把握していないの？」

5. 昭和56年境界確定図において

財産部局長の京都府知事：署名・押印なし：河川区域を超えた部分は 無効。
(京都府土木建築部)

財産部局長の近畿整備局長： 同上：河川区域内は 無効
(これを認めず)

同じ財産部局長（公物法では対等の関係になっている）でありながら判断が異なります。

つまり、近畿地方整備局が建設省所管国有財産取扱規則に従わないことに起因しています。近畿地方整備局は、自ら法の順守を棚上げにしている現状があるにも拘わらず、「法的手段も解決の一計」と回答されました。

自ら、省みることなく法を犯し強い態度で臨んだ責任は大きいと思います。

上記 2 者が、同一図面に表記されてはじめて有効で、1 者でも欠落していれば、必然的に無効となります。いくら、整備局が、いくら主張されも理解が得られないと思います。この確定図は 2 者ともなく、あるのは、伏見出張所の職員の印。この図が、「適正」「正当」と回答されました。

原本証明の奥書き証明がでない図面です。

「原本証明の奥書き証明」とは、「本図朱書のとおり境界を確定します。日時及び建

設省所管国有財産部局長近畿整備局長 誰々

上記のとおり原本と相違ないことを証明します。 日時 近畿整備局長 誰々」

と、図面に署名・押印されたものをいいます。

これ証明以外のものは、確定されていないことになります。

宇治市では、当方が情報公開で、しかも限られた区間で調べた結果、淀川河川事務所長の明示図が数箇所あり、これらはすべて無効です。

このことより、推測ではありますが、流域全体では、かなりの数になるとおもわれます。

これを読まれた方は、整備局長の回答を望んでおられると思います。

もしかして、近畿整備局管内すべての 1 級河川の流域（近畿全体）においても、このような事実がある以上、可能性はないとは、否定できないと思います。

以上

なお、流域委員会でも、この問題を検証、回答のほどよろしくおねがいたします。

おり、その権限を有する者は、建設省所管国有財産取扱規則三条に規定する部局長及び再委任された市町村長である。

道路法、河川法等の特別法に基づき国道又は河川等の官民境界を確定する者も、これらの法律で特別の定めがないかぎり、基本法である国有財産法に基づきその権限を委任された部局長等である。

なお、道路法の道路区域又は河川法に基づき河川区域等の区域の決定と、官民境界確定とは、全く異なるものである。

* 1 問 62 参照

* 2 問 97 参照

* 3 問 98 参照

97 道路、河川の境界確定をする者

問 道路法の適用を受ける河川又は河川法の適用を受ける河川について、道路法の適用を受ける河川の境界確定は、河川法の適用を受ける河川の境界確定と異なるものであるか。

- 答** 1 地方建設局が直轄管理している国道及び河川については、国有財産部局長たる地方建設局長が行う（建設省所管国有財産取扱規則三条一項）。
- 2 一以外の道路法の適用される道路のうち国道及び都道府県道並びに河川法の適用される河川については、国有財産部局長たる都道府県知事が行う（建設省所管国有財産取扱規則三条一項）。
- 3 道路法の適用される道路のうち市町村道及び河川法の適用される河川については、国有財産部局長たる都道府県知事が行うが、当該事務を市町村長に委任することが

できる（建設省所管国有財産取扱規則三条二項）。

▼通達 国有財産に関する事務の一部を市町村長に委任することについて
（昭56・4・1建設省令第244号 建設大臣官房長から国有財産部局長あて）

▼判例 大阪地裁（昭59・1・27判決）

単なる道路管理者は境界確定の訴えについて被告適格が無いとされた事例（判例タイムズ525号152ページ）

横浜地裁（昭59・12・26判決）

国有道路敷の境界協議が整わない以上、市道の境界を決定できないとした事例（判例地方自治13号126ページ）

98 道路区域、河川区域の決定と境界確定の違い

問 道路法の適用を受ける河川又は河川法の適用を受ける河川について、道路法の適用を受ける河川の境界確定は、河川法の適用を受ける河川の境界確定と異なるものであるか。

答 道路や河川の「区域の決定」とは、道路法上の道路、河川法上の河川等の特別の法律に基づく法定の権限の及ぶ範囲の決定であり「官民境界確定」は、官地と民地との所有権の範囲を確認するものである。

「区域の決定」は、公物の範囲、つまり公物法の適用範囲を確定する行政行為の性質を有し、公物管理者の処分によって、公法上の制限を受けるべき公物の範囲を決

第4編 関係法令等

○(旧) 国有財産法(抄)

(大正十一年四月八日)
(法律第四十三号)

第五案 雑種財産ハ左ニ掲グル場合ニ限り之ヲ譲与スルコトヲ得
一 公共用財産又ハ公用財産ノ用途ヲ廃止シタル場合ニ於テ勅令
ノ定ムル所ニ依リ之ヲ其ノ維持保存ノ費用ヲ負担シタル者、其
ノ用途ニ代ルヘキ他ノ施設ヲ為シタル者其ノ他ノ繰返者又ハ関
係者ニ譲与スルコトキ

○(旧) 国有財産法施行令(抄)

(大正十一年二月二十八日)
(勅令第十五号)

第八案 公共団体ニ於テ維持保存ノ費用ヲ負担シタル公共用財産ノ
用途ヲ廃止シタル場合ニ於テハ之ヲ其ノ公共団体ニ譲与スルコト
ヲ得但シ特別ノ事由アル場合ヲ除クノ外費用負担ノ義務ヲ負ヒタ
ル期間カ十年ニ滿タサルモノニ付テハ此ノ限ニ在ラス
第九案 公共団体又ハ私人ニ於テ公共用財産ノ用途ニ代ルヘキ他ノ
施設ヲ為シタル為其ノ用途ヲ廃止シタル場合ニ於テハ之ヲ其ノ施

項、第二十一条の二第四項、第二十四条及び第二十五条の規定に
かわらず、建設大臣の承認を受けることを要しないものとする。

- 一 面積が十平方メートルを超えない土地又は延べ面積が一
万五千平方メートルを超えない建物の購入
- 二 公共用財産とする目的とする土地の購入
- 三 面積が一平方メートルを超えない土地及び延べ面積が二十
平方メートルを超えない建物の交換
- 三の二 公共用財産とする目的とする寄附の受納
- 四 延べ面積が一万五千平方メートルを超えない建物の新築又は
増築
- 五 面積が十平方メートルを超えない土地若しくは延べ面積が
一万五千平方メートルを超えない建物又は土地及び建物以外の
財産で各区分ごとにその見積価格が一億円を超えないものの所
管機

六 假使

第七号から第九号まで 削除

- 十 面積が三万平方メートルを超えない土地若しくは延べ面積が
五万平方メートルを超えない建物又は土地及び建物以外の財産
で各区分ごとにその見積価格が五十万円を超えないものの用途
廃止及び法令等の規定に基づき政府関係機関、地方公共団体、
地方公共団体の出資に係る公法人等が行う事業又は公益事業者
が施行する公益事業の施行に伴い必要となる行政財産の用途廃

令関係法令・通達

設ヲ為シタル者又ハ其ノ相續人其ノ他ノ包括承継者ニ譲与スルコ
トヲ得但シ財産ノ見込価格ガ其ノ施設ニ要シタル費用ノ額ヲ超過
スルトキハ超過額ニ相当スル部分ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

○建設省所管国有財産取扱規則(抄)

(昭和三十年四月三十日)
(建設省訓令第一号)

最近改正 平成二年三月二十七日建設省訓令第三号

(事務の総括)

第二条 大臣官房会計課長(以下「会計課長」という。)は、建設
省所管の国有財産に関する事務を総括するものとする。

(事務の委任)

第三条 大臣官房会計課、大臣官房官庁管轄部、都市局、河川局、
道路局、住宅局、国土地理院、土木研究所、建築研究所、建設大
学校、地方建設局、北海道開発局、開発建設部、開発土木研究
所、建設機械工作所、沖縄総合事務局(以下「部局」という。)
所屬の国有財産の管理及び処分に関する事務は、当該部局の長
(以下「部局長」という。)において処理するものとする。
(部局長の専行事項)

第二十七条 部局長は、次に掲げる事項については、第六条から第
九条まで、第十二条、第十三条、第十七条第二項、第二十条第一

止

- 十の二 面積が十平方メートルを超えない土地若しくは延べ面
積が一万五千平方メートルを超えない建物又は土地及び建物以
外の財産で各区分ごとにその見積価格が一億円を超えないもの
を国有財産に関する事務の委任を受けた他の各省各庁の部局長等
の長に使用させること。
- 十の三 面積が十平方メートルを超えない土地若しくは延べ面
積が一万五千平方メートルを超えない建物又は土地及び建物以
外の財産で各区分ごとにその見積価格が一億円を超えないもの
を国以外の者に使用させ、収益させること。
- 十一 道路の不用物件又は河川の廃川敷地等である国有財産(面
積が十平方メートルを超える土地を除く。)の譲与
- 十二 令第五条第二項第四号に掲げる引継不適当財産(面積が十
万平方メートルを超える土地を除く。)の譲与
- 十三 普通財産の売却